

専門実践教育訓練明示書（令和6年度）

講座の名称	歯科衛生学科					
実施方法	通学（昼間）					
指定講座番号（15桁）	2410012	—	1510011	—	2	
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間 平成27年4月1日	過去一 年の講 座実績	入講者数（30人）	修了者数（30人）		
令和9年3月31日まで						
訓練期間	36ヶ月	総訓練時間		2,982時間		

1. 教育訓練目標

①取得目標とする資格の名称、目標レベル	☒ 業務独占資格・名称独占資格（歯科衛生士） ☐ 職業実践専門課程（ ） ☐ キャリア形成促進プログラム（ ） ☐ 専門職大学院（ ） ☐ 職業実践力育成プログラム（ ） ☐ 情報通信技術関係資格（ ） ☐ 第四次産業革命スキル習得講座（ ） ☐ 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科（ ）
	教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	厚生労働省
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	(1) 文部科学大臣の指定した歯科衛生士学校を卒業した者（卒業見込みの者） (2) 都道府県知事の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者（卒業見込みの者） (3) 外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国において歯科衛生士免許を得た者であって、厚生労働大臣が(1)又は(2)に掲げ
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	職業：歯科衛生士 業界：医療・福祉（歯科医療分野）

2. 教育訓練の内容

教科（カリキュラム）	時間	使用教材名
基礎分野	268	
専門基礎分野	464	
専門分野【歯科衛生士概論】	32	
専門分野【歯科臨床概論】	292	
専門分野【歯科予防処置論】	256	
専門分野【歯科保健指導論】	200	
専門分野【歯科診療補助論】	304	
専門分野【臨床実習】	900	
選択必修分野等	626	
合計	3,342	

3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）

①受講するに当たって必要な実務経験等	なし
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	高等学校卒業程度の学力
③その他	

〔特記事項〕

--

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況						
(1)資格取得状況						
① 前年度の修了者数	30	人				
② ①に係る教育訓練の入講者数	30	人				
③ ②のうち目標資格の受験者数	30	人	受験率(③/②)	100.0	%	
④ ③のうち合格者数	30	人	合格率(④/③)	100.0	%	
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	29	人				
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	0	人				
※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。 ※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。						
(2)受講修了者による講座の評価等						
① 回答者総数	30	人				
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	人				
	2 非正社員、派遣社員	人				
	3 その他の就業(自営業等)	人				
	4 非就業	30	人	②B:非就業者計		
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	0人		
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(転職)	人				
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	人				
④ 受講後の就業形態	1 正社員	人	④A:就業者計	0人		
	2 非正社員、派遣社員	人				
	3 その他の就業(自営業等)	人				
	4 非就業者	人	④B:非就業者計			
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)	0人		
	2 1割以上3割未満増加した	人				
	3 1割未満増加した	人				
	4 変わらない	人				
	5 1割未満減少した	人				
	6 1割以上3割未満減少した	人				
	7 3割以上減少した	人				
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	人	⑥の回答数合計	29人		
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	人				
	3 社内外の評価が高まる	人				
	4 早期に転職・再就職できる	人				
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	19				人
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	9				人
	7 趣味・教養に役立つ	1				人
	8 その他の効果	人				
	9 特に効果はない	人				
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	6	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	29人		
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	1				人
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0				人
	4 就職していない	22				人
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	18	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	30人		
	2 おおむね満足	11				人
	3 どちらとも言えない	1				人
	4 やや不満	0				人
	5 大いに不満	0				人
(3)受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)						
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法						
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法 (通信制講座の場合)		試験結果に応じて個別指導を実施				
スクーリングの実施場所、時期、期間・回数						

6. 受講効果の把握方法			
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	(受験資格): その科目の授業時間数の3分の2以上出席していること (合格点): 試験の成績は各教科目100点満点とし、60点以上を合格とする (再試験): 試験の成績が合格点に達しない者は、再試験を受けることができる。ただし機会は2回とする。 (単位の修得): 授業科目(臨地実習を除く)の随時試験、及び臨地実習の成績が合格点に達した者は、それぞれ所定の単位を修得する。単位は試験の他に、出席状況および授業態度を総合して認定する ※前期後期にて単位認定を実施 【本学学則 第11条・13条・14条・16条】		
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	試験結果に応じて個別指導を実施		
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	(受験資格): その科目の授業時間数の3分の2以上出席していること (合格点): 試験の成績は各教科目100点満点とし、60点以上を合格とする (再試験): 試験の成績が合格点に達しない者は、再試験を受けることができる。ただし機会は2回とする。 (単位の修得): 授業科目(臨地実習を除く)の随時試験、及び臨地実習の成績が合格点に達した者は、それぞれ所定の単位を修得する。単位は試験の他に、出席状況および授業態度を総合して認定する 【本学学則 第11条・13条・14条・16条】		
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	試験結果に応じて個別指導を実施		
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	定期的に模擬試験を実施し、その結果に応じた国家試験対策の指導を行っている。		
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	国家試験においては模擬試験を実施し、就職活動については就職指導を実施している。		
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	三重県 (代表者名: 三重県知事 一見 勝之)		
住所及び連絡先	三重県津市広明町13番地 TEL 059-224-3070(代表)		
施設名称及び施設長名	三重県立公衆衛生学院 (施設長: 高浜克好)		
住所及び連絡先	三重県津市夢が丘1丁目1番地の17 TEL 059-233-5700		
苦情受付者 氏名 長谷川寛道 所属 連絡先 TEL 059-233-5700	事務担当者 氏名 長谷川寛道 所属 連絡先 TEL 059-233-5700		
専門実践教育訓練経費 支払い方法	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		
一括払	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	636,000 円 ※県内者 596,000 円	
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	60,000 円 ※県内者 20,000 円	
		第1期 96,000 円 第2期 96,000 円 第3期 96,000 円 第4期 96,000 円 第5期 96,000 円 第6期 96,000 円 (うち、必須教材費 円)	
		2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)	円
		① 任意の教材費 (税込額)	円
② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)		円	
③ 施設維持費 (税込額)	円		
④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	円		
3. 総額 (1+2) (税込額)	636,000 円 ※県内者 596,000 円		